

## 船橋市貨物自動車運送事業者等燃料費高騰対策助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、コロナ禍における燃料費の高騰の影響を特に受けている市内貨物自動車運送事業者等に対し、予算の範囲内において助成金を交付することにより事業継続を支援することを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 船橋市貨物自動車運送事業者等燃料費高騰対策助成金(以下「助成金」という。)の交付を受けることのできる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の一般貨物自動車運送事業、同法第35条第1項の特定貨物自動車運送事業の許可を受けている、若しくは同法第36条第1項の貨物軽自動車運送事業の届出を行っている、又は道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条のうち一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
- (2) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人又は個人事業者であること。
- (3) 令和5年6月末日までに市内に事業所を有し、今後も継続して市内で事業活動を行う意思を有すること。
- (4) 市長が必要と判断した場合に、事情聴取、事業所への立入等の調査に応じること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は助成金の交付対象としない。

- (1) 宗教上の組織又は団体若しくは政治団体
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有す者
- (3) その他市長が適当でないと認める者

### (助成対象車両)

第3条 助成金の交付対象となる車両(以下「助成対象車両」という。)は、次の各号に掲げる当該車両の自動車検査証の事項が、当該各号に掲げる要件を全て満たす車両とする。

- (1) 登録年月日 令和5年6月30日以前
- (2) 自動車の種別 普通自動車、小型自動車又は軽自動車
- (3) 用途 貨物又は特殊。ただし、一般貸切旅客自動車運送事業の用に供す

る車両はこの限りでない

- (4) 自家用・事業用の別 事業用
  - (5) 使用者の氏名又は名称 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）と同一
  - (6) 使用の本拠の位置 市内
  - (7) 有効期間の満了する日 申請時点で有効である車両
- 2 前項の規定にかかわらず、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業においては、霊柩車、塵芥車、被牽引車、二輪自動車は助成対象車両とならない。また、一般貸切旅客自動車運送事業においては、他の旅客自動車運送事業の用に供する車両については助成対象車両とならない。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、別表に掲げる車両の助成額に助成対象車両台数を乗じて得た総額とし、その額が200万円を超えるときは200万円とする。

（交付申請）

第5条 申請者は、船橋市貨物自動車運送事業者等燃料費高騰対策助成金交付申請書（第1号様式）（以下「第1号様式」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請する助成対象車両全ての自動車検査証の写し
- (2) 第2条第1項第1号の要件を満たしていることを確認できる書類
- (3) 助成金の振込先口座の預金通帳の写し又はこれに準ずるもの
- (4) 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する車両にあつては、一般貸切旅客自動車運送事業経営許可申請書に添付する事業計画・事業施設概要書の写し又はこれに準ずるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者は第1号様式に代えて、同様式と同等の項目を入力する所定のフォームから、オンライン申請することができるものとし、オンライン申請を用いた場合は押印を不要とする。

（交付決定の通知）

第6条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、速やかにその内容を審査したうえで交付の可否を決定し、その旨を、船橋市貨物自動車運送事業者等燃料費高騰対策助成金交付可否決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を、船橋市貨物自動車運送事業者等燃料費高騰対策助成金交付決定取消通知書（第3号様式）により取消しを通知し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を船橋市貨物自動車運送事業者等燃料費高騰対策助成金返還命令書（第4号様式）により命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

（関係帳簿の整備等）

第8条 助成事業者は、助成金の交付申請に係る帳簿及び証拠書類等を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類等を交付決定を受けた日の属する年度の終了後10年間保管しなければならない。

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 別表

（一般・特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業）

車種	定義	助成額/台
大型	車両総重量11t以上又は最大積載量6.5t以上の自動車検査証に記載されている自動車の種別が普通自動車（以下「普通自動車」という。）である車両	12万円
中型	車両総重量5トン以上11トン未満又は最大積載量3トン以上6.5トン未満の大型車両以外の普通自動車である車両	6万円
小型	大型車両及び中型車両以外の普通自動車又は自動車検査証に記載されている自動車の種別が小型自動車である車両	4万円
軽	自動車検査証に記載されている自動車の種別が軽自動車である車両	1万円

（一般貸切旅客自動車運送事業）

車種	定義	助成額/台
大型	車両の長さ9m以上又は旅客席数50席以上の車両	12万円
中型	大型及び小型車以外の車両	6万円
小型	車両の長さ7m以下かつ旅客席数29席以下の車両	4万円

附 則

この要綱は、令和4年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

第1号様式

船橋市貨物自動車運送事業者等燃料費高騰対策助成金交付申請書

船橋市長 あて

申請者

本社等の所在地	
名称（屋号）	
代表者職・氏名	(印)

<この申請に関する連絡先>

担当者氏名	
電話番号	
Email	

船橋市貨物自動車運送事業者等燃料費高騰対策助成金の交付について、下記事項に虚偽が無いことを誓約のうえ申請します。

記

1 確認事項※該当するものにチェックしてください（全て該当する必要があります）

<input type="checkbox"/> 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業の許可を受けている、若しくは貨物軽自動車運送事業の届出を行っている、又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること
<input type="checkbox"/> 令和5年6月末日までに市内に事業所を有し、今後も継続して市内で事業活動を行う意思を有していること。
<input type="checkbox"/> 資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人又は個人事業者であること。
<input type="checkbox"/> 市長が必要と判断した場合に、事情聴取、事業所への立入等の調査に応じること。
<input type="checkbox"/> 宗教上の組織又は団体若しくは政治団体でないこと。
<input type="checkbox"/> 暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有さないこと。

2 振込先口座

金融機関名		金融機関コード(4ケタ)	
支店名		支店コード(3ケタ)	
預金種目			
口座番号（7ケタ）			
口座名義人			
口座名義人（カナ）			

※ 口座名義は、申請者と同一の名義としてください。事情により申請者と同一名義の口座に出来ない場合は、代表者印を押印した委任状を添付してください。

3 交付申請額 ※該当するものにチェックしてください

助成対象車両	A一台あたり 助成額	B 申請台数	C交付申請額 (A×B)
大型	12万円	台	万円
中型	6万円	台	万円
小型	4万円	台	万円
軽車両(軽自動車)	1万円	台	万円
合計(上限200万円)			金 万円

※霊柩車、塵芥車、被牽引車(トレーラー)及び二輪自動車は対象外

※一般貸切旅客自動車運送事業においては、他の旅客自動車運送事業の用に供する車両は対象外

《参考 車両定義》

① 一般貨物・特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業

車種	定義
大型	車両総重量11トン以上又は最大積載量6.5トン以上の普通自動車
中型	車両総重量5トン以上11トン未満又は最大積載量3トン以上6.5トン未満の普通自動車
小型	大型・中型車両以外の普通自動車・小型自動車
軽車両	軽自動車

② 一般貸切旅客自動車運送事業

車種	定義
大型	車両の長さ9m以上又は旅客席数50席以上の車両
中型	大型及び小型車以外の車両
小型	車両の長さ7m以下かつ旅客席数29席以下の車両

○助成対象車両の要件

自動車検査証の事項	要件
登録年月日	令和5年6月30日以前
自動車の種別	普通自動車、小型自動車又は軽自動車
用途	貨物又は特種 ※一般貸切旅客自動車運送事業はこの限りではない
自家用・事業用の別	事業用
使用者の氏名又は名称	申請者と同一
使用の本拠の位置	船橋市内
有効期間の満了する日	申請日時時点で有効である車両

#### 4 添付書類

- 交付申請する助成対象車両全ての自動車検査証の写し ※令和5年1月以降に交付された電子車検証については**自動車検査証記録事項の写し**も提出してください
- 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業の許可を受けている、若しくは貨物軽自動車運送事業の届出を行っている、又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていることを確認できる書類（許可書、届出書の控え等の写し）
- 助成金の振込先口座の預金通帳の写し又はこれに準ずるもの
- 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する車両にあつては、一般貸切旅客自動車運送事業経営許可申請書に添付する事業計画・事業施設概要書の写し又はこれに準ずるもの

#### 5 申請に関する補足

--

第2号様式

船橋市貨物自動車運送事業者等燃料費高騰対策助成金交付可否決定通知書

年 月 日 号

様

船橋市長

申請のあった船橋市貨物自動車運送事業者等燃料費高騰対策助成金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付します。

交付金額 円

2 交付しません。

理由



第3号様式

船橋市貨物自動車運送事業者燃料費等高騰対策助成金交付決定取消通知書

号  
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けの船橋市貨物自動車運送事業者等燃料費高騰対策助成金の交付決定については、下記理由により取り消しましたので、船橋市貨物自動車運送事業者等燃料費高騰対策助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

取り消しの理由

第4号様式

船橋市貨物自動車運送事業者等燃料費高騰対策助成金返還命令書

号  
年 月 日

様

船橋市長

船橋市貨物自動車運送事業者等燃料費高騰対策助成金第7条の規定により、  
次のとおり助成金の返還を命ずる。

記

返還すべき金額	円		
返還期限	年 月 日まで		
返還を命ずる理由			
返還方法			
交付決定年月日	年 月 日	文書番号	号
交付年度			
交付決定額	円		
既交付額	年 月 日 交付 _____円		
	計 _____円		